# 日本カレドニア学会学術奨励賞規定

本規定は日本カレドニア学会の設ける日本カレドニア学会学術奨励賞について規定したものである。以下、規定の内容を各条文によって示す。

（名称）

第１条

日本カレドニア学会学術奨励賞と称する。必要に応じて奨励賞と略称する。

（創設の目的）

第２条

日本カレドニア学会に所属する会員で、スコットランド研究の領域において優秀な内容の著書あるいは論文を発表し、当該領域の学術水準の向上に寄与したと認められた者にたいし、将来のさらなる研究活動を奨励するため学会として賞を授与することを目的とする。

（授賞対象および授賞条件）

第３条

賞を授与する対象となる研究業績は、原則としてスコットランドに関する自然、社会、人文、芸術など諸分野にかかわる専門性を有するもので、単独ないしは共同の著書、あるいは論文の形式で印刷物として一定期間内に公刊されたものとする。研究の独創性、水準、将来性等からみて客観的に高く評価されたものに限り授賞することを条件とする。

（選考委員会の設置）

第４条

前条による授賞者を決定するため、日本カレドニア学会内に奨励賞選考委員会を設置し、選考にあたる。

（選考基準と方法および応募者の公募）

第５条

具体的な選考基準と方法については本規定と別に実施細則を定める。選考委員会は実施細則に基づき、当該年度の適当な時期に奨励賞への応募手続き等を広報し、応募者を広い範囲で公平に募るものとする。

（応募者の年齢と資格の制限）

第６条

本賞の創設目的と性格から、応募者の年齢や資格等に一定の制限枠を設けるものとする。制限内容については、前条の内規に定める。

（受賞者の決定と未決定への措置）

第７条

受賞者の正式決定は、選考委員会の選考結果報告にもとづき、日本カレドニア学会役員会が最終的に行い、結果を公表する。当該年度において受賞者が決定されなかった場合は、賞は次年度へ持ち越しとする。

（賞の内容）

第８条

受賞者に対し正賞（賞状、あるいは相当する記念証）と副賞（奨励金）を与える。副賞の内容については、学会の役員会が決定し、あらかじめ公表する。

（賞の基金と管理）

第９条

賞の基金は主として学会関係者による寄付金そのほかをもって充てる。基金は本学会会計担当者が管理し、当該年度の学会事業費の決算期に合せて監査を受け、役員会および総会で承認されることを要する。

（受賞業績内容の学会誌掲載と広報）

第10条

受賞した著書（概要）あるいは論文は学会誌『CALEDONIA』にその要旨を再録し、学会会員のほか、関係領域の研究者等の研究、さらに関係団体等の活動に広く役立てるものとする。

付則：

１．本規定は2008年９月28日をもって施行する。

２．第５条に基づき、本規定とは別に、選考手続き、基準および方法を示す実施細則を付する。